一、反吾々ハ条件ヲ解決シ
一、職業ノ場合ハ就職当時ハ昭和十二年十二月廿九日ノ解決
条件ニ基ク
一、吾等ハ定ム見舞金ヲ金五十円ヲ渡ス
一、吾等休中ハ五日分ハ九日分ヲ支給ス

㊁ 東亜護謨合名会社（靴）（一、四一一、一三）
所在地　京城府東大門区大堂里町七五四
労働者　九三名（内五二名鮮人）
争議参加者　全員
争議経過
当社ハ事変後不振ノ為自然早ク価ノ低落ヲ見ルニ至リ
依テ職工賃金ノ値下ノ発表ヲナシ鮮人職工二ノ

財團法人 協調會



一、即チ吾々ハ当社ゴム工場ノ会社ノ保障ヲ以テ一月迄
従業者ノ提出ニ係ル件ヲ認メヨリ
従前ノ通リ
一、賃金ハ従前通リトナスコト
一、労働者懲戒ハ仲裁人ト協議シテ決スルコト
一、悪質ナル監督放逐ノ件
一、臨時休業手当支給ノ件
一、第二回ノ休憩ノ解決手当ノ支給
一、作業時間ヲ九時間トシ残業ハ五割増トスルコト
同十二日ニ至リ条件ヲ解決セリ
一、賃金ハ従前通リトス
一、不良品ノ工賃ハ従前通リ支給ス
一、現監督ハ就業時間ヲ変更ス

財團法人 協調會